

口座開設にあたって

この度は、豊田信用金庫での口座開設をご検討いただき誠にありがとうございます。
今後のお取引にあたり、安心して口座をご利用いただくための重要な事項を記載しておりますので、ご一読いただき、ご理解とご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。なお、詳しくは口座開設お申込みの店舗までお問い合わせください。

◆口座開設までの流れ

ご来店：

口座開設〔仮〕申込

訪問：

営業所・事務所等の現地確認

ご来店：

口座開設〔本〕申込・通帳お渡し

ご来店：

キャッシュカードお渡し

- 注1) 口座開設にあたり審査がございますので、口座開設〔仮〕申込からキャッシュカードのお渡しまで数日から10日程度のお時間をいただきます。
- 注2) ご記入された内容やご申告内容に不明瞭な点がある場合や、お手続きを進めるなかで新たに確認事項が生じた場合には、追加資料のご提示等をご依頼したうえで、事実確認をさせていただきますのでご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
- 注3) お手続きにあたり必要な書類が不足する場合やご記入内容に不備がある場合は、必要書類のご用意およびご記入内容の補足・訂正をいただけるまでお手続きを進めることができません。
- 注4) お客様にご準備いただく書類のうち公的書類については、有効期間内（有効期間の定めのないものは発行日より6か月以内）のものに限りご利用いただけます。
- 注5) お申込みにお応えできず口座開設をお断りすることがございますので、予めご了承くださいませようお願いします。
- 注6) ご提示いただいた書類等の写しは返却いたしませんのでご了承くださいませ。

口座開設〔仮〕申込

近年、法人口座を利用した不法な商行為による消費者被害が増加しております。このような背景より、「当局から各金融機関への指導」や「犯罪収益移転防止法の改正」が実施されています。

当金庫におきましても、お客様の口座が第三者による不正利用等の被害にあわれることを防ぐため、口座開設の審査を厳格化させていただいております。

口座開設の申込みにあたり、各種法令等に基づく書類のご提出やご申告が必要となります。また、当金庫から確認させていただく事項もございますので、大変お手数をお掛けいたしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以下の書類をご準備いただき、当金庫店舗窓口までご来店をお願いします。

なお、口座開設を申込みいただいた当金庫本支店が、今後の取引店となりますので、原則として、法人の営業所、事務所、工場等の所在地の最寄りの当金庫本支店にご来店いただきますようお願いいたします。

当金庫ホームページより、「来店のご予約」をしていただくと少ない待ち時間で手続きしていただけますので、ぜひご利用ください。

■ご準備いただく書類

- 取引印
- 履歴事項全部証明書（発行日より6か月以内）
- 法人番号指定通知書
- 実質的支配者の氏名等が確認できる資料
（※詳しくは、5ページをご参照ください）
- 取引担当者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、在留カード等）
- 取引担当者と法人の関係を確認できる書類
（※詳しくは、6ページをご参照ください）
- 許認可、届出、登録等が確認できる書類
（※詳しくは、11ページをご参照ください）
- 印鑑登録証明書（発行日より6か月以内）
（※当座預金の開設等、実印を押印する書類がある場合）

◆各種法令等に基づく確認および申告

●犯罪収益移転防止法に基づく確認事項

・名称、本店または主たる事務所の所在地

履歴事項全部証明書をご提出していただき確認させていただきます。

・取引を行う目的、事業の内容

ご申告いただくほか、確認資料のご提示をお願いする場合がございます。

・実質的支配者 (※詳しくは、3ページをご参照ください)

ご申告いただくほか、書面により確認させていただきます。

また、実質的支配者が外国PEPsに該当するかのご申告をしていただきます。

※国、地方公共団体、上場企業は、ご申告不要です。

・実際取引を行う方 (※詳しくは、6ページをご参照ください)

運転免許証、個人番号カード、在留カード等の公的書類にて確認させていただくほか、法人との関係がわかる書類のご提示をお願いします。

●FATCA・CRSに基づく申告

・FATCA

「外国口座税務コンプライアンス法」において、特定米国人に該当する場合は、同人の口座情報を米国の内国歳入庁（IRS）に報告する義務が各金融機関に課せられています。一定の条件に該当する法人についても報告義務がございますので、業態等を詳しくお尋ねする場合がございます。

・CRS

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）に基づき、新規口座開設を行う場合は居住地国の届出が義務付けられています。法人の種類により追加確認させていただく事項もございますので、業態等を詳しくお尋ねする場合がございます。

※なお、居住地国とは所得税法における「税金を納めるべき国」になります。

●当金庫の「暴力団排除条項」に基づく申告

・反社会的勢力との取引遮断

反社会的勢力との取引を遮断するため、「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」をご提出いただきます。反社会的勢力には、暴力団だけでなく、暴力団予備軍、暴力団を支える者・共生する者を含みます。

反社会的勢力に該当する場合は、口座開設を受付することができません。

●マイナンバー法に基づく申告

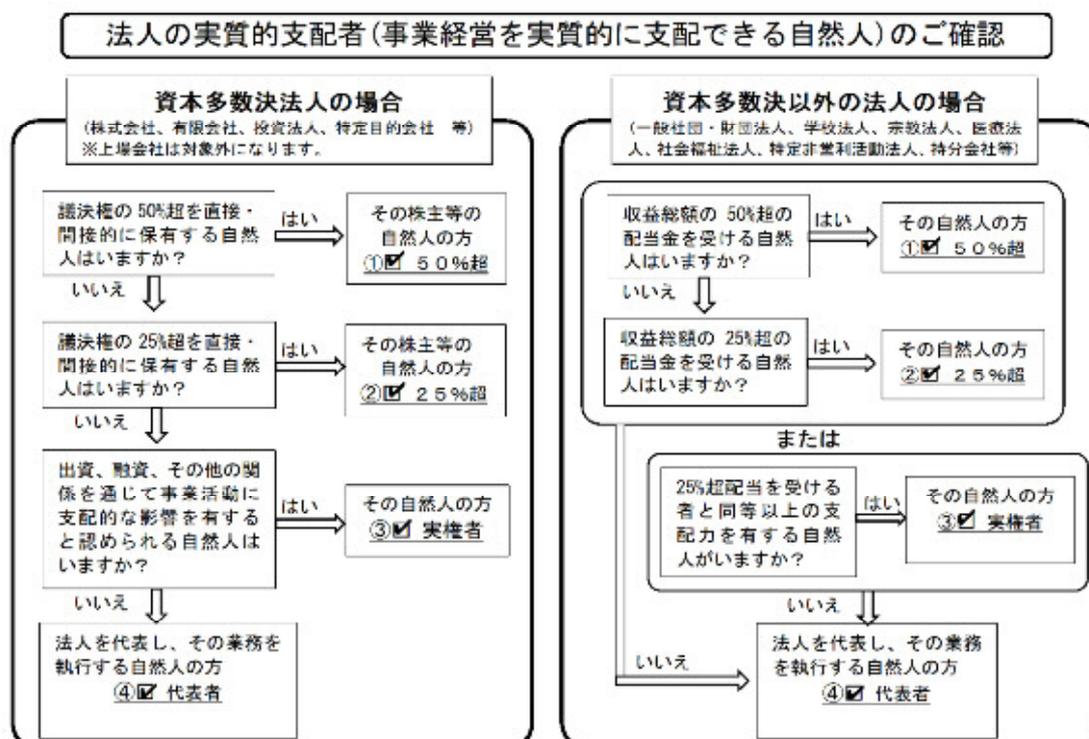
・法人番号の告知

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づき、口座開設時等に法人番号の告知が必要となります。

◆実質的支配者についてのご案内

●実質的支配者の確認

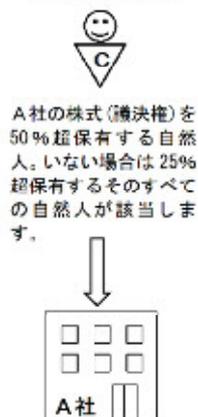
実質的支配者とは、株式会社等で当該法人の議決権の総数の25%超を有する者(50%超を有する者がいる場合はその者のみ)、実権者、当該法人を代表してその業務を執行する者などをいいます。「犯罪収益移転防止法」に基づき、実質的支配者に該当する「自然人」を確認させていただきます。



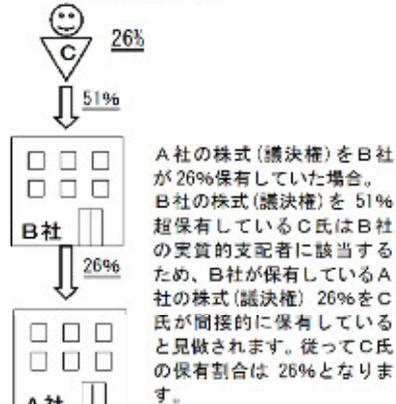
※国、地方公共団体、上場会社等は、自然人とみなされます。

議決権の直接・間接保有の判断方法について

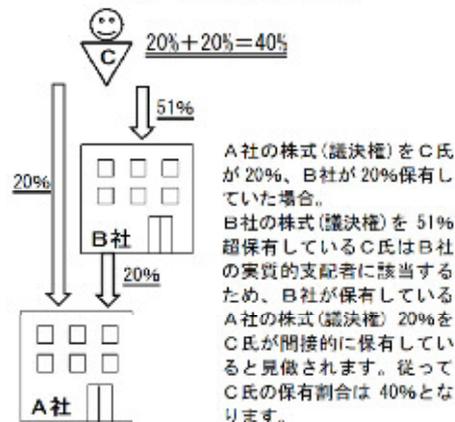
<直接保有の例>



<間接保有の例>



<直接・間接保有複合の例>



※国、地方公共団体、上場企業は、ご申告不要です。

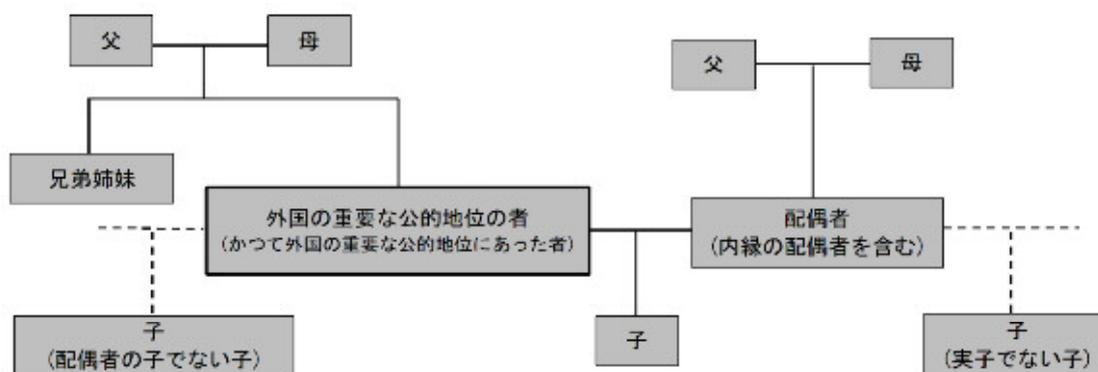
●外国の重要な公的地位に該当する方（外国PEPs）の確認

「犯罪収益移転防止法」に基づき、実質的支配者に該当する「自然人」の方が「外国の重要な公的地位に該当する方（外国PEPs）」かどうかを確認させていただきます。

「重要な公的地位」として対象となる職等

- ① 外国の元首
- ② 日本における以下の職に相当する職にある者
 - ・ 内閣総理大臣、国務大臣、副大臣
 - ・ 衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長
 - ・ 最高裁判所裁判官
 - ・ 特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員
 - ・ 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長
 - ・ 中央銀行の役員
 - ・ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- ③ かつて上記①、②であった者
- ④ 上記①、②、③に掲げる者の親族

外国において重要な公的地位を有する者等(外国PEPs)の対象範囲



法人の実質的支配者に該当する自然人またはお取引口座名義人の個人につきまして、外国PEPsに該当する場合は、上記①～④のいずれに該当するかを別紙にてご申告ください。
なお、外国PEPsに該当しない場合におきましても、該当しない旨を別紙にてご申告ください。

●実質的支配者の確認書類

実質的支配者の確認（氏名、住所、生年月日、法人との関係等）は、ご申告によるほか、以下の書類により確認させていただきます。なお、法人が実質的支配者である場合には、当該法人を支配する「自然人」にまで遡って確認をさせていただきます。

■ご準備いただく書類

☆実質的支配者であることの確認のため、以下の書類のご提出をご依頼する場合がございます。

- 実質的支配者の本人確認書類
（運転免許証、個人番号カード、在留カード等）
- 実質的支配者リスト
- 株式名簿
- 有価証券報告書

※国、地方公共団体、上場企業は、ご申告不要です。

注1) 実質的支配者の確認ができない場合は、お手続きを進めることができません。

注2) ご申告内容に不明瞭な点がある場合には、書面等による事実確認をさせていただきます。

◆取引担当者についてのご案内

●取引担当者の確認書類等

「犯罪収益移転防止法」に基づき、取引担当者（実際にお手続きされる方）の本人確認（氏名、住所、生年月日、法人との関係等の確認）をさせていただきます。

■ご準備いただく書類

- 取引担当者の本人確認書類
（運転免許証、個人番号カード、在留カード等）
- 履歴事項全部証明書

☆代表者等以外の方（履歴事項全部証明書等にて氏名が確認できない方）が取引を行う場合は、取引担当者と法人との関係を確認させていただくため、以下の書類のご提出をお願いします。

- 法人作成の委任状（注）
（法人名、肩書、代表者名、住所、取引担当者名、取引内容、日付、法人の実印の押印があるもの）

※取引担当者が取引権限を有していることを確認させていただきます。

※社員証等のご利用はできません。

（注）電話、訪問等による確認に代えさせていただく場合もございます。

◆当金庫からの確認事項

お客様の情報をより正確に把握させていただくため必要な事項となりますので、可能な限りご申告にご協力をお願いします。

●法人に関する事項①

・事業内容

具体的な事業内容についてご申告をお願いします。

複数の事業を営まれる場合は、主な事業内容および当金庫口座を利用する予定の事業内容について、具体的にご申告をお願いします。

業種の定義が広い場合は、より詳細な事業内容をヒアリングさせていただきます。

<例>

✓製造業…× 自動車部品製造業…○

✓コンサルティング業…× 飲食店向け経営コンサルティング業…○

✓通信販売業…× アクセサリー等の個人向け通信販売業…○

✓不動産業…× 不動産売買業、賃貸アパート経営、不動産投資…○

※登記されていない事業内容にかかる資金決済を目的とする口座開設は、受付することができません。

※登記されている事業内容であっても、業務内容について不明瞭な点があり、当金庫からの確認事項に対して明確なお答えをいただけない場合は、口座開設を受付することができません。

・略歴

原則として、法人設立後から現在に至る経歴についてご申告をお願いします。

ただし、業歴が短い場合は、法人設立までの経緯もご申告をお願いします。

※別会社からの出資を受けて設立された場合、合併により設立された場合、第三者から会社を買収して設立された場合は、当該会社名についてもご申告をお願いします。

・事業の原資

業歴が短い場合等は、資本金の調達先等についてご申告をお願いします。

代表者の現預金、代表者親族からの借入等、具体的にご申告をお願いします。

・業態

従業員数や事務所の形態等についてご申告をお願いします。

※原則として、バーチャルオフィス等の営業実態の把握が難しい業態の場合は、口座開設を受付することができません。

※国、地方公共団体等は、対象外です。

●法人に関する事項②

・海外拠点の有無

海外に営業所等の拠点を有する場合は、当金庫での外国送金のご利用予定の有無や事業資金の流れを確認させていただきます。

・取引先情報

主な事業および当金庫口座を利用する予定の事業にかかる取引先についてご申告をお願いします。

主要な取引先について、法人・個人の別をご申告いただくとともに、法人の場合は法人格（株式会社、合同会社等）、個人の場合は屋号および氏名についてもご申告をお願いします。

ご申告いただいた取引先情報と口座開設後の実際の取引内容について、大きく異なる場合は、改めて事業内容等を確認させていただく場合がございます。

・資産および収入の状況

現在の資産および収入の状況についてご申告をお願いします。

※決算報告書等確認資料のご提出をお願いする場合がございます。

※初年度の決算未到来の場合は、現時点での保有資産の状況および収入見込額についてご申告をお願いします。事業計画書のご提出をお願いする場合がございます。

※個人事業主からの法人成りの場合は、個人事業時の確定申告書等のご提出をお願いする場合がございます。

・当金庫で取引を行う目的

当金庫でご開設いただく口座の具体的な利用目的についてご申告をお願いします。

特に事業内容が多岐にわたる場合は、いずれの事業内容の決済口座としてご利用予定かのご申告をお願いします。

・他金融機関のお取引情報

他金融機関のお取引情報のご申告をお願いします。上記の当金庫で取引を行う目的と合せてご参考とさせていただきます。

※国、地方公共団体等は、対象外です。

●実質的支配者に関する事項

・実質的支配者の職業および事業内容

今回口座開設を申込みいただく法人以外の法人において実質的支配者に該当する場合や役職員として勤務する場合、個人事業を営まれている場合は、同法人名や役職名、個人事業の屋号等についてご申告をお願いします。

・略 歴

上記において該当がある場合は、就職等や創業からの略歴のご申告をお願いします。

・実質的支配者の事業の原資

法人経営者や個人事業主に該当する場合は、当該法人の資本金または事業の出資金の調達先等についてご申告をお願いします。

・実質的支配者の出身国・居住国

海外ご出身の場合や海外に居住国を有する場合は、当金庫での外国送金のご利用予定の有無や国外における取引状況を確認させていただく場合がございます。

・実質的支配者の資産・収入状況

現在の資産および収入の状況についてご申告をお願いします。

※国、地方公共団体、上場企業等は、対象外です。

●関連会社に関する事項

・関連会社の名称および事業内容、取引先

今回口座開設を申込みいただく法人と資本関係がある法人や同一の経営者、実質的支配者が関わる法人がある場合にご申告をお願いします。

「法人に関する事項」に準じてご申告をお願いします。

※国、地方公共団体、上場企業等は、対象外です。

営業所・事務所等の現地確認

●現地訪問による営業実態の確認

・営業所、事務所、工場等の現地訪問

当金庫職員が営業実態の確認のために現地訪問させていただきます。
登記上の住所と営業所等の所在地が異なる場合は、理由をお尋ねします。

・営業所、事務所、工場等が存在しない業種の場合

原則として、現地確認ができない場合には、口座開設を受付することができません。
ただし、つぎのような業種、業態の場合は、実際に商取引が行われていることを確認できる書類（取引先が作成した請求書または領収書、売上代金の入金を確認できる他行庫の通帳または入出金明細、仕入代金の振込金受取書等）のご提出をもって営業実態の確認とさせていただく場合もございます。

- ✓元請業者の工場内にて業務を行うような業態の場合
- ✓オンラインで取引が完結するサービスや製品を提供する事業内容の場合
- ✓各種コンサルティング等のモノを提供しない事業内容の場合

※参考資料として書類のご提出をご依頼しますが、書類の提出をもって営業実態の把握を確約するものではありません。

上記いずれの場合も、営業実態が確認できず、事業内容を確認できる疎明資料のご提示等に協力いただけない場合は、口座開設を受付することができません。

※国、地方公共団体は、対象外です。

●書類による営業実態の確認

・許認可証明書類による確認

事業を行う資格があることの確認のため許認可証明書類のご提出をお願いします。

<例>

- ✓営業許可証
- ✓保険業免許
- ✓医薬品販売業許可
- ✓産業廃棄物処理業許可
- ✓一般労働者派遣事業許可
- ✓有料職業紹介事業許可
- ✓宅地建物取引業免許
- ✓建設業許可
- ✓指定居宅介護支援事業者の指定
- ✓一般旅客自動車運送事業許可
- ✓一般貨物自動車運送事業許可
- ✓貨物自動車運送事業許可
- ✓旅館業許可
- ✓旅館業営業許可
- ✓酒類販売業免許
- ✓再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定通知
- ✓理容院開設届
- ✓液化石油ガス販売事業登録
- ✓一般ガス事業許可

※登記された事業内容およびご申告の事業内容に見合う許認可証であり、かつ有効期間内のものに限りします。

※書類上は有効期間内であっても、経営者の交代等により責任者が不在となっている場合には、実質的に有効でないと判断させていただく場合もございます。

・契約書類、決算報告書等による確認

事業所が実在していることを確認するため「建物の登記事項証明書」、「賃貸借契約書」等のご提出をお願いする場合がございます。

事業所得の確認および所有する不動産の確認のため「納税証明書」、「課税証明書」等のご提示をお願いする場合がございます。

資産、収入の確認のため「決算報告書」等のご提示をお願いする場合がございます。

・会社案内、製品案内、商取引に関する資料による確認

<例>

- ✓会社案内（パンフレット、ホームページ）
- ✓製品・サービス案内（パンフレット、ホームページ）
- ✓取引先の名称等が確認できる見積書、請求書、領収書
- ✓取引先の名称等が確認できる注文書、請負契約書

・事業計画書等による確認

設立間もない法人の場合、上記の書類に加え、事業計画書のご提出または事業内容についての詳細なヒアリングを実施させていただく場合がございます。

個人事業主からの法人成りの場合は、個人事業時の確定申告書等のご提出をお願いします。

※国、地方公共団体、上場企業は、対象外です。

口座開設〔本〕申込・通帳お渡し

当金庫での審査が完了しましたらご連絡いたしますので、以下の書類をご準備いただき、当金庫店舗窓口までご来店をお願いします。〔本〕申込受付時に、追加書類のご提出や記入内容の追記、訂正等をご依頼する場合もございます。

追加書類等が必要な場合は、審査結果の回答と併せてお伝えいたしますので、ご協力をお願いします。

■ご準備いただく書類

- 取引印
- 取引担当者の本人確認書類
- お預けいただく現金

[本] 申込手続きが完了しましたら、通帳をお渡しいたします。

今後の各種取引やご契約にあたり、通帳と取引印が必要となりますので、大切に保管・管理いただきますようお願いいたします。

●通帳について

・定期的な通帳記入のお願い

A T Mまたは店舗窓口にて定期的な通帳記入をお願いします。

✓未記帳件数が120件に達すると入出金取引が停止され、キャッシュカード取引やインターネットバンキングでの振込等ができなくなります。通帳記入いただくことで、取引を再開できます。

※公共料金等の自動引落としについても停止されます。

✓未記帳の入出金件数が80件以上となった場合、当日中に通帳記入を行わないと次回通帳記入時に入出金取引が集約されて記帳されます。集約された入出金取引の明細が必要な場合は、取引店窓口にて取引明細照会発行のご依頼が必要となりますので定期的な記帳をお願いします。

※取引明細照会発行には所定の手数料が必要となります。

✓インターネットバンキングをご契約いただく場合でも、ご確認いただける入出金明細は直近62日間のみとなります。62日より前の入出金取引の明細が必要な場合、通帳でご確認いただくか、取引店窓口にて取引明細照会発行のご依頼が必要となりますので、通帳は定期的に記帳いただきますようお願いいたします。

・手数料のご案内

新規通帳発行時および通帳繰越時の通帳発行手数料は不要です。

通帳の喪失等に伴う再発行時には、所定の再発行手数料が必要となります。

・Hi-Co通帳のご案内

とよしの通帳は、磁気不良による使用不能を防ぐため通帳裏面の磁気ストライプを強化したHi-Co通帳を使用しています。

※Hi-Co通帳に対応していない金融機関のA T Mでは使用できません。

<Hi-Co通帳対応信用金庫> (愛知県に本店を置く信用金庫 2024年6月1日現在)

豊田信用金庫	愛知信用金庫	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫	いちい信用金庫
瀬戸信用金庫	半田信用金庫	知多信用金庫	豊川信用金庫	碧海信用金庫
西尾信用金庫	蒲郡信用金庫	中日信用金庫		

キャッシュカードお渡し

法人キャッシュカードは、取引店窓口でのお渡しとなります。

用意ができましたら当金庫よりご連絡いたしますので、以下の書類をご準備いただき取引店までご来店をお願いします。

■ご準備いただく書類

- 取引印
- 取引担当者の本人確認書類

●法人キャッシュカードについて

・ご利用いただけるATM

ATMでの入出金は、信用金庫ATM、ゆうちょ銀行ATM、ローソン銀行ATMにてご利用になれます。

ATMでの振込は、信用金庫ATMにてご利用になれます。

※その他の金融機関のATMではご利用になれません。

・手数料のご案内

新規発行時の手数料は不要です。

キャッシュカードの喪失や暗証番号失念等に伴う再発行時には、所定の再発行手数料が必要となります。

・限度額、暗証番号のご案内

お客様の取引状況に合わせて個別設定が可能です。

✓1日あたりの振込限度額は、0円～1,000万円の間で任意の設定ができます。

✓1日あたりの引出限度額は、0円～200万円の間で任意の設定ができます。

※いずれも原則店舗窓口でのお手続きとなります。

✓当金庫のATMで暗証番号の変更が可能です。

・ご利用にあたっての制約のご案内

法人キャッシュカードのご利用には一部制約もございます。

デビットカードサービス、ネット口座振替受付サービス、ペイジー口座振替受付サービスはご利用になれません。

その他ご確認いただきたい事項

●未利用口座管理手数料について

- 一定の条件に該当した口座については、未利用口座管理手数料が発生します。
《未利用口座管理手数料が発生する条件》（各種法人・各種団体等の場合）
 - ✓普通預金であること
 - ✓該当口座の残高が1万円未満であること
 - ✓最後のお預入れまたは払戻し*から2年以上一度もお預入れまたは払戻しのご利用がないこと※お利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。
- つぎの条件に該当する場合は上記にかかわらず対象外となります。
 - ✓同一支店で定期性預金・投資信託・外貨預金・国債等のお取引があるお客様
 - ✓同一支店でお借入れがあるお客様
- 未利用口座に該当した場合は、所定期間経過後1,320円(税込)が該当の口座より引落としされます。
未利用口座管理手数料の引落とし対象となった場合は、事前に「ご案内」をお届けのご住所宛てに郵送いたします。「ご案内」発送後、約3か月以内にお取引が再開されなかった場合は、所定日に未利用口座管理手数料を引落としさせていただきます。
※残高が手数料金額に満たない場合、残高を全額引落した後、約1か月後に自動解約されます。

●登記の住所、代表者等の変更手続き、取引店の変更（移管）について

- 登記されている法人名称または住所、代表者等に変更があった場合は、お早めにお取引の店舗にご連絡いただき、変更手続きをお願いします。
事務所の移転等によりお取引の店舗への来店が難しくなる場合は、取引店の変更手続き（移管）をお勧めいたします。
※登記変更を伴う大幅な事業内容の変更が生じた場合には、できるだけ取引店までご連絡いただきますようお願いいたします。
- 法人の合併、事業譲渡等により実質的に経営者が変更となる場合は、新規口座開設と同等の審査をさせていただきます。
お届け事項を考慮した結果、お取引を継続いただくことが適切でないと判断された場合には、ご解約のお手続きをお願いする場合がございます。

●通帳、キャッシュカード、取引印等の喪失等のお届けについて

- ・通帳、キャッシュカード、取引印等を紛失された場合は、至急お取引の店舗にご連絡いただき、喪失のお届けをお願いします。
当金庫所定の方法により、再発行や取引印再登録のお手続きを承ります。
※お取引状況やお届け内容により、再発行や変更のお手続きにお時間をいただく場合もございますのでご了承ください。
※万一、喪失中に不審なお取引が発生した場合は、至急取引店にご相談ください。

●ご解約のお手続きについて

- ・当金庫の口座がご不要になった場合は、お早めにお取引の店舗にご連絡いただき、ご解約のお手続きをお願いします。
必要書類を取引店にご確認のうえご来店をお願いします。

口座開設申込書類ご記入例

◆印鑑届

豊田信用金庫 御中		印 鑑 届		顧客 番号
お届け日 ①	豊田市の普通預金・通知預金・貯蓄準備預金・貯蓄預金・定期預金・定期積金に使用する印鑑を下記のとおりお届ください。			顧客 番号
おと こ ろ ②	豊田市元城町〇〇—〇〇 団地・アパート（ マンション名）		号室	お届 け 印 ⑦ 
フリ ガ ナ ④	カブシキガイシャトヨシン ダイヒョウトリシマリヤクトヨシントラウ		生年月日または設立年月日 ()- () () 令 20年1月5日	
お な ま え ③	株式会社豊信 代表取締役 豊信太郎		⑥ 男・女 ☎ (0565) 11 - 2222	保 印 証 印
ご職業 または 勤務先 ⑤	自動車部品製造業	勤務先 ☎ (-)	取扱店番 ☎ (-)	
*太線内のみ黒色ボールペンで ご記入ください。			*固定電話番号・携帯電話番号を ご記入ください。	

<記入上の留意事項>

- ① お届出日は、記入しないでください。（〔本〕申込時に記入していただきます。）
- ② 住所、社名は、履歴事項全部証明書に記載の通りに記入してください。
ただし、履歴事項全部証明書にアパート名や号室の記載がない場合は記入してください。
- ③ 法人格は略さずに記入してください。（(株)…×、株式会社…〇）
- ④ フリガナは、肩書、代表者名についても記入してください。
- ⑤ 事業内容は具体的に記入してください。
- ⑥ 性別の選択は不要です。
- ⑦ お届け印は、枠に掛からないよう鮮明に押印してください。
必ず朱肉を使用する印鑑を使用してください。
- ⑧ 記入内容の訂正やお届け印の押し直しはできません。
新しい印鑑届をお渡ししますので、恐れ入りますが書き直しをお願いします。

豊田信用金庫 御中		印 鑑 届		顧客 番号
お届け日	豊田市の普通預金・通知預金・貯蓄準備預金・貯蓄預金・定期預金・定期積金に使用する印鑑を下記のとお届ください。			顧客 番号
おと こ ろ	カブシキガイシャトヨシン ダイヒョウトリシマリヤクトヨシントラウ		号室	お届 け 印 
フリ ガ ナ	豊田市元城町〇〇—〇〇		生年月日または設立年月日 ()- () () 令 20年1月5日	
お な ま え	株式会社豊信 代表取締役 豊信太郎		男・女 ☎ (0565) 11 - 2222	保 印 証 印
ご職業 または 勤務先	自動車部品製造業	勤務先 ☎ (-)	取扱店番 ☎ (-)	
*太線内のみ黒色ボールペンで ご記入ください。			*固定電話番号・携帯電話番号を ご記入ください。	

※署名判の場合は、フリガナを署名判の
上部または右側に記入してください。

◆反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書

豊田信用金庫 御中

預金	融資	証券	貸金庫	夜間金庫
----	----	----	-----	------

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書

私（法人の場合には、当該法人の役員等を含みます。以下同様とします。）は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または③にもとづく表明・確約に関して虚偽の中告をしたことが判明した場合には、貴金庫との取引が停止され、または通知により貴金庫との取引が解約（または解消）されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

① 貴金庫との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
6. その他前各号に準ずる者

② 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 虚説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

以上

私は上記の反社会的勢力ではないことを表明し確約いたします。

① **年 **月 **日

住所 豊田市元城町〇〇—〇〇

②～④ 株式会社豊信

氏名 代表取締役 豊信太郎

取引者名 (取引者名) ⑤ 豊信太郎

控え受領印

⑥

店 種		顧客番号		受付		反社 検査		名簿照合		備 考
						有	無	有	無	
						印		印		

613031 (2/10) ©

<記入上の留意事項>

- ①日付は、記入日を記入してください。
- ②住所、社名は、履歴事項全部証明書に記載の通りに記入してください。
- ③法人格は略さずに記入してください。((株)…×、株式会社…○)
- ④複写になっていますので、署名判の場合は2枚目にも押印してください。
- ⑤取引者名は、本人確認書類の通りに氏名を記入してください。
- ⑥お届け印を、2箇所鮮明に押印してください。

◆特定取引を行う方の【新規・任意・異動】届出書

犯罪収益移転防止法に係る申告書

1

豊田信用金庫 御中

特定取引を行う方の【新規・任意・異動】届出書 該当する届出にを付してください

当金庫は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律等（以下「実特法等」といいます。）の規定により、金融機関において所定のお取引を行う場合には、お客様による届出書のご提出と金融機関による届出書記録内容の確認、記録の作成・保存が義務付けられています。

届出書をご提出いただけない場合、または虚偽の内容を含む届出書をご提出された場合には、お取引をお断りすることがある他、お客様へ罰則が科される可能性もございますので、ご理解・ご協力のほど宜し。

2 3

名称	株式会社豊信	豊田市元城町〇〇—〇〇
本店又は主たる事務所の所在地	豊田市元城町〇〇—〇〇	株式会社豊信 代表取締役 豊信太郎

5

以下のいずれかにチェック（）を付してください。>

1. 居住国は日本のみ

2. 日本以外の居住国あり または 居住国を有さない

4

署名判の場合は、住所、法人名が反転しても構いません。

居住国等の追加確認

●上記、「2. 日本以外の居住国ありまたは居住国あり」居住国及び外国納税者番号を以下にすべてご記入。 ※外国納税者番号を提供できない場合には、その理由を以下①～③より選択し、「外国納税者番号」欄にご記入ください。居住国が日本の場合は、「外国納税者番号」の記入は不要です。

① 居住国は納税者番号を発行していない
② 居住国は納税者番号を発行しているが保有していない
③ 納税者番号を発行した国または地域の法令により金融機関に提供することができない

居住国及び外国納税者番号	居住国の名称	外国納税者番号

●「本店又は主たる事務所の所在する国・地域と居住国が異なる場合」または「居住国を有さない」場合には、その理由をご記入ください。

●<以下のいずれかにチェック（）を付してください。>

6

① 上場法人

② 上場法人の関係会社（例：子会社・孫会社・ひ孫会社・兄弟会社）

③ 国、地方公共団体、日本銀行、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、日本が加盟している国際機関

④ 上記の国・地方公共団体等が全額出資している法人（下記⑤に該当する法人を除く）

⑤ 外国政府・外国の地方公共団体が全額出資している法人（純利益の額・解散時の残余財産について、実特法等に規定する一定の要件を満たす法人に限る）

⑥ 公共法人、公益法人等（収益事業を行っていない法人に限る）

⑦ 日本の報告金融機関等

⑧ 外国の報告金融機関等（報告対象国等以外の投資事業体を除く）など

⑨ 持株会社（法令または定款の規定により子会社（報告金融機関等を除く）の経営管理等以外の業務を行うことができないことが定められているもの）

⑩ グループ会社（報告金融機関等を除く）に対する出資、融資等を行うことを業務とする法人

⑪ 本業で投資等を行わない法人（次に掲げる要件をすべて満たす法人）

- ・直前事業年度の総収入金額に占める投資関連所得に係る収入金額の割合が50%未満
- ・直前事業年度末の総資産の額に占める投資関連所得の基となる資産の額の割合が50%未満

⑫ 法人成立日から2年以内、かつ、その事業を開始していない法人（外国の投資事業体を除く）

⑬ 法人ではない事業体

法人種別

<記入上の留意事項>

① 「 新規」にチェック（）してください。

② 住所、社名は、履歴事項全部証明書に記載の通りに記入してください。

③ 法人格は略さずに記入してください。（(株)…×、株式会社…〇）

④ 署名判の場合は、肩書、代表者名の表示があっても構いません。

⑤ 税金を納めるべき国、地域がどこかをチェックしてください。

⑥ 該当する法人種別にチェック（）してください。

(新規、任意、異動：法人等のお客様用)

実質的支配者に係る確認事項 ※ 法人種別が「⑩上記以外（特定法人）」のお客様のみご記入ください。	
実質的支配者の居住地図	<以下のいずれかにチェック（✓）を付してください。> <input type="checkbox"/> 1. すべての実質的支配者の居住地図は日本のみ または 居住地図を有さない <input type="checkbox"/> 2. 日本以外の居住地図を有する実質的支配者が存在する ※それぞれの実質的支配者について、別紙「実質的支配者に係る追加確認事項」をご記入ください。
法人番号	お客様が内国法人に該当し、上記「2. 日本以外の居住地図を有する実質的支配者が存在する」にチェック（✓）された場合は、以下に法人番号をご記入ください。

●左記、前
有する実
英字情報
Name
Add
(本居又は本
●【任意、
任意・異
口座
異動
居住

<記入上の留意事項>

- ⑦ 実質的支配者が外国 P E P s に該当するかチェック（✓）してください。
- ⑧ 日付は、記入日を記入してください。
- ⑨ 法人格は略さずに記入してください。((株)・・・×、株式会社・・・○)
- ⑩ 肩書、代表者名も記入してください。
- ⑪ 署名判の場合は住所の表示があっても構いません。
- ⑫ 取引者名は、本人確認書類の通りに氏名を記入してください。
- ⑬ お届け印を、1箇所鮮明に押印してください。

異動前の法人種別	●異動届出書の場合のみご記入ください。報告対象法人・特定法人の該当性に変更が生じた場合は、該当する項目にチェック（✓）を付し、以前、当金庫に届出をした法人種別に該当する表面の番号をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 法人種別の変更により、報告対象法人に該当 または 非該当 <input type="checkbox"/> 法人種別の変更により、特定法人に該当 または 非該当	異動前の法人種別番号
----------	--	------------

犯罪収益移転防止法に係る申告書

犯罪収益移転防止法により、金融機関等は、お客様と一定の取引を行うにあたり、お客様が外国の元首、又は外国の政府等において重要な公的地位を有する者等(以下の2又は3)に該当する方であることを確認する義務が課されています。

<以下のいずれか1つにチェック（✓）を付してください。>

1. 私（当社の実質的支配者）は、以下の2又は3のいずれにも該当しません。(尚、今後該当した場合はその旨を再度申告します。)

2. 私（当社の実質的支配者）は、以下の①～④（過去に①～④であった者を含む）に該当します。

① 外国の元首
 ② 外国の政府において、日本における以下の職に相当する職にある者
 ・内閣総理大臣、国務大臣、副大臣・衆議院(副)議長、参議院(副)議長・最高裁判所裁判官・特命全權大使、特命全權公使、特派大使、政府代表、全權委員・統合幕僚(副)長、陸上幕僚(副)長、海上幕僚(副)長、航空幕僚(副)長
 ③ 外国の中央銀行の役員、④ 外国の予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

3. 私（当社の実質的支配者）は、上記2に掲げる者の家族(以下の①～⑤)に該当します。

① 配偶者(事実婚を含む。以下、同様。)、② 父母、③ 子、④ 兄弟姉妹、⑤ ①～④以外の配偶者の父母、及び配偶者の子

(注)上記2又は3に該当する場合は、詳細(どの国のいかなる職にあたるか等)を以下にご記載ください。

7

本届出書に記載した情報が正確であることを宣誓します。
 また、本届出書に記載した居住地図の変更ならびに報告対象法人（法人種別における①～③、⑤及び⑧）または特定法人（法人種別における⑥）への該当性について変更があった場合には、異動日（実質的支配者の居住地図については、異動を加った日。以下同様）の属する年の12月31日または異動日から3ヶ月経過日のいずれか遅い日までに再届出することに同意します。

⑧ 年 月 日
 豊田市元城町〇〇—〇〇 ⑬
 株式会社豊信
 氏名 代表取締役 豊信太郎 ⑫ 豊信太郎
 印

店番	顧客番号	受付	QRコード	CRS 確認 証明	外国 PEPs 役員等	備考

(注) 裏面に CRS コードを設定する。オペコード「00-064」 PC管理帳票(CRS：本部送付用) 2022.1.4 ⑥

◆法人番号届出書（兼告知書）

店名・店番		顧客番号	

法人番号届出書（兼告知書）

告知書（利子・配当・株式等の譲渡・国外送金等）
各種変更届出書

豊田信用金庫 御中

当社は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に規定する当社の法人番号を下記のとおり告知します。また、所得税法施行令第336条、第343条、租税特別措置法施行令第4条の6の2、国外送金等調査法第3条の規定により、告知します。

届出日	**年**月**日
所在地	① ② 豊田市元城町〇〇—〇〇
法人名・代表者	株式会社豊信 代表取締役 豊信太郎

○	法人番号あり	法人番号 ④ 7 1 8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
	法人番号なし	法人番号の指定を受けていません。

金庫使用権

確認日時

法人番号確認

法人番号あり

法人番号なし

法人番号なし

※1) 登記事項簿

※2) 国税庁HPで公表された当該法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を印刷した書面等

【法人番号確認時の注意事項】

- 法人番号確認書類により ①商号又は名称 ②本店又は主たる事務所の所在地 ③法人番号の確認を行う。
- 法人番号通知書は顧客からの差示のみとし、写しの取得は不可。
- 法人番号印刷書類による確認の場合は、顧客から提出を受けた後に当庫でも同書類を印刷して再度確認する。
- 本人確認情報が「旧通達確認」「再度本人確認が必要」「本人確認未済」の先は犯取法上の取引時確認を行う。

【事務部送付時の添付書類】

- 法人番号確認方法がいずれの場合でも法人番号印刷書類②の添付は必須。
- 法人確認書類の原本または写しを添付。

統一顧客番号				
--------	--	--	--	--

受付者	添付書類確認	証 印

PC管理帳票：共通（2023.6）事務集中課にて1ヶ月保存

◆【事業を営まれる法人のお客様】情報提供へのご協力のお願い

確認記録書(2/2-2)

【事業を営まれる法人のお客様】情報提供へのご協力のお願い

当金庫では、関係省庁と連携し、預金口座を悪用した特殊詐欺被害の防止、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の強化を通じて、お客様が安心・安全に預金口座等をご利用いただける環境整備に取り組んでおります。

大変お手数をお掛けしますが、以下のご質問事項へのご回答に協力いただきますようお願い申し上げます。

会社名:

株式会社豊信

署名判でも構いません。

◆ご質問事項

1. 貴社についてご回答をお願いします。

(1) 貴社の具体的な事業内容(業務内容)・事業の原資・略歴をご記入ください。

事業内容略	自動車部品製造(エンジン部品製造) 1990年4月 現代取の実父豊信一郎が法人設立 2020年10月 現代取へ交代
事業の原資	売上金/従業員の現預金/従業員の親族からの借入/金融機関からの借入/()

※書ききれない場合は、任意の用紙に記入またはITP等内容が確認できる資料を添付いただいても構いません。

(2) 貴社の従業員数を以下から選択してください。

- 50名未満 100名未満 300名未満 1,000名未満 1,000名以上

(3) 貴社の資本金を以下から選択してください。

- 1千万円未満 3千万円未満 1億円未満 3億円未満 3億円以上

(4) 貴社の主たる事務所を以下から1つ選択してください。

- 自社保有 賃貸 パーチャルオフィス 代表者等自宅 その他()

(5) 貴社に海外拠点がある場合は、主な所在国・地域を記入してください。(例:中国・アジア)

該当なし ()

(6) 貴社の主要なお取引先をご記入ください。

(仕入先)

お取引先名	業種	所在国	代表者(任意記入)
信用金属株式会社	金属加工業	日本/)	
		日本/()	

(売上先)

お取引先名	業種	所在国	代表者(任意記入)
豊信金属株式会社	金属加工業	日本/)	
		日本/()	

(7) 貴社の資産状況・収入の状況をご記入ください。

- ◎貴社の資産状況 (不動産・設備・在庫等全て含む) 現時点での総資産額
- 1千万円未満 3千万円未満 5千万円未満
 1億円未満 5億円未満 5億円以上
- ◎貴社の収入状況 (法人成りの場合は個人事業時の売上) 開業後1年未満の場合は見込年収
- 1千万円未満 3千万円未満 5千万円未満
 1億円未満 5億円未満 5億円以上

【金庫使用欄】		受付	フィルタリング	リスク管理責任者	作成日	※確認記録書に合わせる
統一顧客番号			フィルタリングした者が得点(資料添付不要)			
店番・顧客番号	-					PC管理帳票(本部送付用)202402

2. 貴社の実質的支配者についてご回答をお願いします。 ※上場企業または上場企業の子会社の場合は記入不要です。

※実質的支配者とは、過半数の議決権を保有する者(該当者が存在しない場合 25%を超える議決権を保有する者)、または出資、融資、取引その他の関係を通じて支配的な影響力を有する実権者、または当該法人を代表し、業務を執行する者をいいます。

- (1) 貴社の実質的支配者の具体的な職業・事業内容・略歴をご記入ください。
 ・貴社以外に勤務先(役員としての在籍を含む)がある場合は、会社名・役職をご記入ください。
 ・個人で事業を営まれている場合は、屋号・事業内容・事業資金の原資(共同経営者の氏名)をご記入ください。

貴社以外の 勤務先・個人事業 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	職業/事業内容 略歴	信全自動車株式会社に10年同勤務後、父親が経営する(株)豊信に就職 2020年 代表取締役就任 2022年 子会社として豊信自動車(株)設立し代取就任 (中古車販売業)
	事業の原資	売上金/現預金/親族からの借入/法人からの借入/金融機関からの借入/) <small>※書ききれない場合は、任意の用紙に記入またはHP等内容が確認できる資料を添付いただいても構いません。</small>

- (2) 貴社の実質的支配者の居住国・出身国についてご記入ください。

居住国 <input checked="" type="radio"/> 日本 /)	出身国 <input checked="" type="radio"/> 日本 /)
---	---

- (3) 貴社の実質的支配者の資産の状況・収入の状況をご記入ください。

- ◎ 貴社の実質的支配者の資産状況
 (現金・有価証券等の金融資産のおおよその金額)
- 1千万円未満 3千万円未満 5千万円未満
 1億円未満 5億円未満 5億円以上
- ◎ 貴社の実質的支配者の収入状況
 (前年の役員報酬・給与、個人事業の場合の年商等の合計)
- 1千万円未満 3千万円未満 5千万円未満
 1億円未満 5億円未満 5億円以上

上場企業・上場企業の子会社の場合は斜線を引く

3. 貴社の関連会社についてご回答をお願いします。

(関連会社には、子会社、合併会社のほか、資本提携先、貴社の実質的支配者が経営に携わる会社等を含みます。)

関連会社 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	関連会社名	代表者	主な事業内容	主な取引先
	豊信自動車(株)	豊信太郎	中古車販売	一般個人

4. その他の情報についてご回答をお願いします。

- (1) 今後ご利用いただく予定のサービスを教えてください。

- 事業費決済 売上入金 不動産売買資金決済 運転資金・設備資金/不動産購入資金)借入
 インターネットバンキング でんさいサービス 貸金庫 資産運用 外国送金
 その他()

- (2) 当金庫以外のお取引金融機関を教えてください。(〇〇銀行××支店、△△信金××支店…等)

金融機関名	支店名	金融機関名	支店名
三河信用金庫	三河支店		

◆ご記入項目は以上となります。ご協力ありがとうございました。

なお、本票のご回答とあわせて、決算書や事業費決済にあたっての請求書・領収書等の確認資料のご提出をご依頼する場合がございます。可能な範囲で構いませんので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

◆流動性預金申込票（入金票） ※〔本〕申込時にご記入いただきます。

<記入上の留意事項>

- ①住所、社名は、履歴事項全部証明書に記載の通りに記入してください。
ただし、履歴事項全部証明書にアパート名や号室の記載がない場合は記入してください。
- ②法人格は略さずに記入してください。((株)…×、株式会社…○)
- ③フリガナは、肩書、代表者名についても記入してください。

※署名判の場合は、フリガナを署名判の上部または右側に記入してください。

◆キャッシュカード暗証届 ※〔本〕申込時にご記入いただきます。

科目
普通預金 <input type="checkbox"/>
貯蓄預金 <input type="checkbox"/>

キャッシュカード暗証届

受付日 **年 **月 **日

顧客番号
口座番号

カブシキガイシャトヨシチン ダイヒョウトリシマリヤク トヨシチンタロウ

種類・アパート
マンション名 (号室)

〒0000000

〒0000000 **豊田市元城町** 0000

株式会社豊信

代表取締役 豊信太郎 様

生年月日 () - 昭和 20 年 / 月 / 日

お電話 自宅・携帯 (0565) / - 2222

豊田信用金庫 席中

私はキャッシュカードに使用する暗証番号および1日あたりの引出し限度額等を下記のとおりお届けします。

金庫使用欄	
OP印	確認印

お印鑑

キャッシュカードの種類

ICキャッシュカード

磁気キャッシュカード

●一日あたりのお引出し限度 (該当項目に○表示願います)

お引出し限度額

当金庫所定額とする。

	ICチップ取引	磁気ストライプ取引
ICキャッシュカードご契約のお客様	200万円	50万円
磁気キャッシュカードご契約のお客様	○	200万円

設定する (千円単位でご記入ください。)

	ICチップ取引	磁気ストライプ取引
ICキャッシュカードご契約のお客様	千円	千円
磁気キャッシュカードご契約のお客様	千円	千円

ご利用回数

当金庫所定の回数とする。

ATMでのご利用回数

お支払い回数	無制限
--------	-----

設定する

ATMでのご利用回数

お支払い回数	回
--------	---

＜記入上の留意事項＞

- ①印鑑届に押捺した印鑑を押印してください。
- ②複写になっていますので、署名判の場合は2枚目にも押印してください。
- ③法人格は略さずに記入してください。((株)…×、株式会社…○)
- ④キャッシュカードの種類は、原則「ICキャッシュカード」となります。
- ⑤お引出し限度額およびご利用回数を任意に指定される場合は、下段にチェック (✓) および記入してください。
- ⑥キャッシュカードの暗証番号 (数字4桁) を記入してください。

暗証番号

⑥ * * * *

暗証番号をご記入後に
日隠しシールをお貼りください。

※ 生年月日・電話番号・住所番号等、他人に類推されやすい暗証番号はお使いにならないでください。

※ 暗証番号は他人に知られないようご注意ください。また、暗証番号をカードに書き込んだり、メモ等とカードを一緒に保管しないでください。

※ お届けいただきました暗証番号のお問い合わせにはお答えできません。

店番	顧客番号

ご不明な点は、取引店までお問い合わせください。

窓口営業時間 9:00～11:30、12:30～15:00

(お電話でのお問い合わせ 9:00～11:30、12:30～17:00)

※各取引店の電話番号は、当金庫HP（店舗・ATMのご案内＞店舗一覧）にてご確認ください。

※11:30～12:30は昼休業のためご利用になれません。

※とよしんインターネット支店は、法人の方はご利用になれません。